

政令第三百六十九号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「（当該控除を受けた者が地方税法第三十四条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）、地方税法第三十四条第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

第六条の六第八号中「前号」を「前各号」に、「専修学校」を「教育施設」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課

程を履修する者に限る。)

第六条の六中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条に規定する中学校(夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。)に在学する生徒

第六条の七の次に次の一条を加える。

(法第九十条第一項第三号の政令で定める者)

第六条の七の二 法第九十条第一項第三号に規定する政令で定める者は、地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する障害者、同項第十一号に規定する寡婦及び同項第十二号に規定するひとり親とする。

第六条の十及び第六条の十一中「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第六条の十二第二項第二号中「(当該控除を受けた者が同法第三百十四条の二第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円)、同法第三百十四条の二第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

第十一条の七第五号中「学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める」を「次条第八号から第十号までに掲げる」に改める。

第十一条の八第八号中「前号に規定する専修学校」を「前各号に掲げる教育施設」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程を有するものに限る。）

第十一条の八中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 学校教育法第四十五条に規定する中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）
第十四条の三の次に次の一条を加える。

（法附則第九条の三の二第三項の政令で定める数）

第十四条の三の二 法附則第九条の三の二第三項に規定する政令で定める数は、次の表の上欄に掲げる同条第一項に規定する保険料納付済期間等の月数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数とする。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上四二月未満	三六
四二月以上四八月未満	四二
四八月以上五四月未満	四八
五四月以上六〇月未満	五四
六〇月以上	六〇

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

第二条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(法附則第二十九条第四項に規定する政令で定める数)

第十二条の二 法附則第二十九条第四項に規定する政令で定める数は、次の表の上欄に掲げる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数とする。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上四二月未満	三六
四二月以上四八月未満	四二
四八月以上五四月未満	四八
五四月以上六〇月未満	五四
六〇月以上	六〇

第十六条第一項中「被保険者期間」を「被保険者であつた期間」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により読み替えられた法附則第二十九条第三項及び第四項の規定の例により脱退一時金の額を計算する場合における第十二条の二の規定の適用については、同条中「被保険者であつた期間に係る被保険者期間」とあるのは、「第十六条第一項の規定により読み替えられた法附則第二十九条第三項に規定する合算被保険者期間」とする。

(国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正)

第三条 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正)

第四条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「（当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）」、同条第一項第九号を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

第十条中「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第五条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七月」を「九月」に改める。

第十条第二項第二号中「（当該控除を受けた者が地方税法第三十四条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）」、地方税法第三十四条第一項第九号を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

第十一条中「七月分」を「九月分」に、「八月分」を「十月分」に、「七月三十一日」を「九月三十日」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から各年の十二月三十一日までに認定の請求があつた場合の認定の請求の特例）

第十二条の二 各年の十月分の年金生活者支援給付金（法第二十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金をいう。以下同じ。）の支給要件に該当している者から、当該各年の十月一日から十二月三十一日までの間に法第五条、第十二条、第十七条又は第二十二條の規定による認定の請求（前条各項に規定する認定の請求を除く。）があつたときは、当該各年の九月三十日に当該認定の請求があつたものとみなす。

第十三条中「（同項に規定する年金生活者支援給付金をいう。以下同じ。）」を削る。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第六条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第六十条中第五項を第六項とし、第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第七条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項の表旧国民年金法の項中

支給されるものを除く。）

支給されるものを除く。）若しくは障害基礎年金を除外するもの（昭和六十年改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金を除外するもの）

その夫が障害年金（第五十六条の規定によつて

老齢年金又は障害年金（第五十六条の規定によつて支給されるものを除く。）若しくは障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第二十五条の規定により支給

害基礎年金（
定により支給
を

支給されるもの
を除く。）の受
給権者であつた
ことがあるとき
、又は老齡年金
の支給を受けて
いた

される障害基礎年金を除く。）の支給を受けたこと
がある夫が死亡した

に改める。

第五十二条第一項の表第六条の二第二項第二号の項中「（当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）、同条第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第八条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する」を「第十五条

第四号に掲げる」に、「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条の規定 公布の日

二 第一条中国国民年金法施行令第六条の二第二項第二号及び第六条の十二第二項第二号の改正規定、第四条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第二項第二号の改正規定、第五条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項第二号の改正規定、第七条中国国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第一項の改正規定並びに

次条の規定 令和三年一月一日

三 第五条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和三年八月一日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年十月以後の期間に係る国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用する。

2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の十二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る同法第八十七条第一項に規定する保険料及び同年における国民年金法施行令第十一条の十第三号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る同法第九十条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分について適用する。

3 第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年十月以後の期間に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給の制限について適用する。

4 第五条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項（第二号に

係る部分に限る。）の規定は、令和三年十月以後の期間に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二號）第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金及び同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金について適用する。

5 第七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次条において「新経過措置政令」という。）第五十二条第一項の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三號）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年八月以後の期間に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四號）第一条の規定による改正前の国民年金法（次条において「旧国民年金法」という。）第七十九条の二の規定による老齢福祉年金の支給停止について適用する。

第三条 新経過措置政令第四十八条第一項の規定により読み替えられた旧国民年金法第四十九条第一項の規定は、この政令の施行の日以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、同日前に死亡した第七条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十八条第

一項の規定により読み替えられた旧国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。